

議員提出議案第3号

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者	杉並区議会議員	井 口	かづ子
	同	渡 辺	富士雄
	同	大和田	伸
	同	そ ね	文 子
	同	岩 田	いくま
	同	増 田	裕 一
	同	安 斉	あきら
	同	川原口	宏 之
	同	脇 坂	たつや
	同	原 田	あきら
	同	けしば	誠 一
	同	佐々木	浩

杉並区議会議長      はなし      俊 郎      様

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 議員報酬は、議長等が、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日まで支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議長等が死亡したときの議員報酬の支給方法を改める必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 議員報酬は、議長等が、任期満了、</u> <u>辞職、失職、除名、死亡又は議会の解</u> <u>散によりその職を離れたときは、その</u> <u>日まで支給する。</u></p>	<p>(議員報酬の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 議員報酬は、議長等が、任期満了、</u> <u>辞職、失職、除名又は議会の解散によ</u> <u>りその職を離れたときはその日まで、</u> <u>死亡したときはその日の属する月の末</u> <u>日まで、それぞれ支給する。</u></p>